相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈二六九番地一一八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　赤坂　安夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

福岡県直方市新町三丁目三番四二号

相続財産管理人　弁護士　吉村　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神埼郡神埼町大字田道ヶ里一二〇〇番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　香月　三一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

長崎県佐世保市祇園町二一六番地一　ＪＧＭヴェルデヒルズ交通公園一三〇一号、事務所長崎県佐世保市高砂町四番一一号

相続財産管理人　松田　信哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市萩原三丁目七一五番地、最後の住所大分市上野町一三番五四号

被相続人　亡　野田チヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

大分市中島西一丁目四番一八号ＮＣビル三〇三

相続財産管理人　弁護士　城向　一徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市鷹尾四丁目四五四九番地、最後の住所宮崎県宮崎市城ヶ崎二丁目一番地六プレッソ城ヶ崎壱番館五〇一号

被相続人　亡　森　龍子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

宮崎県宮崎市老松一丁目五番一号クレスコ三〇一号　相続財産管理人　江藤　利彦

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年四月二十五日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市中区橋四丁目二四番三一号

一、墳墓等の名称　横浜中央霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　神奈川県横浜市中区長者町一丁目二番地一　田中富子、神奈川県横浜市神奈川区亀住町七番地七　山口忠男　山口久子

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市神奈川区神奈川本町一八番地二　宗教法人慶運寺代表役員　笹本　心華

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年四月二十五日

一、墳墓等所在地　長野県上田市大屋二六三

一、墳墓等の名称　大屋共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍は不詳、小林小右衛門、青木きよ、青木キチノ、尾崎兼吉、堀清作、依田桂治、小池倭文、小池九平、小池その、大草昇、城田千代吉、城田鶴之助、城田きし、柳沢せい、柳沢つね、柳沢福乃、林弥太郎、村上俊男、小池兼七、山下善三郎、武藤寅次郎、丸山高、神田ハツ

一、改葬を行おうとする者　長野県上田市大屋四四五―一　大屋自治会長　吉田　一雄

無縁墳墓等改葬公告

墓地の管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年四月二十五日

一、墳墓等所在地　大阪府箕面市桜三丁目一六五番一、一六五番二

一、墳墓等の名称　桜墓地

一、死亡者の本籍、氏名及び区画番号　不詳　谷吉松　九五

一、改葬を行おうとする者　大阪府箕面市桜五丁目五番一七号　桜墓地管理組合　組合長　細井清司

無縁墳墓等改葬公告

橋本町内会法花谷山墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年四月二十五日

一、墳墓等所在地　徳島県徳島市八万町法花谷山一番一

一、墳墓等の名称　橋本町内会法花谷山墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県徳島市八万町橋本二五八番地一　橋本町内会会長　川口　公男

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月二十八日厚生年金保険法第一四五条第二項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

東京都千代田区麹町一丁目三番一一号

農林水産関係法人厚生年金基金

清算人　薄井　久雄

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

横浜港厚生年金基金

代表清算人　藤木　幸太

神奈川県横浜市中区山下町二七九番地の一の地先　山下埠頭港湾厚生センター内

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

新潟県長岡市城内町三丁目八番地二六

第四証券株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　長谷川博人

第９期決算公告

平成25年3月25日　東京都中央区晴海三丁目12番１号

株式会社ＷＥＩＣ

代表取締役　内山　雄輝

貸借対照表の要旨

（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130,673	流動負債	185,387
固定資産	52,150	固定負債	98,904
		株主資本	△101,507
		資本金	40,000
		資本剰余金	61,693
		その他資本剰余金	61,693
		利益剰余金	△203,200
		その他利益剰余金	△203,200
		（うち当期純損失）	(203,200)
		評価・換算差額等	39
		その他有価証券評価差額金	39
資産合計	182,823	負債・純資産合計	182,823